

「ねんきん定期便」をお送りいたします。

「ねんきん定期便」は、毎年、国民の皆様へ、年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、日本年金機構が厚生労働省から委託を受け、年金加入期間や加入実績に応じた年金額などの年金に関する情報をお送りするものです。

「ねんきんネット」で、「ねんきん定期便」の郵送を不要とご登録いただいた方であっても、節目年齢（35歳、45歳、59歳※）の方には「ねんきん定期便」をお送りしています。
（平成25年度中に59歳になる方を除きます。）

お知らせした年金加入記録に「もれ」や「誤り」がある場合は、同封の「年金加入記録 回答票」にてご回答ください（「もれ」や「誤り」がない場合は、ご回答いただく必要はありません）。

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成されています。

同
封
物

○ **ねんきん定期便**

- ・「これまでの年金加入期間」、「これまでの加入実績に応じた年金額」です・・・C-1ページ
- ・これまでの『年金加入履歴』です・・・・・・・・・・・・・・・・・・C-3ページ
- ・厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です（※）・・・・・・C-5厚ページ
（※）厚生年金保険の加入履歴がある方のみ同封しています。
- ・これまでの国民年金保険料の納付状況です（※）・・・・・・・・・・C-5国ページ
（※）国民年金の加入履歴がある方のみ同封しています。
- ・（参考）将来の年金見込額をご自身で試算できます・・・・・・・・・・C-7ページ

○ 「ねんきん定期便」パンフレット

○ 年金加入記録回答票、返信用封筒

お客様の照会番号

（※照会番号は、お問い合わせの際に必要となります。）

◆◆ 「ねんきんネット」でお客様の年金額が試算できます！ ◆◆

インターネットサービス「ねんきんネット」では、お客様のすべての加入期間の年金記録が確認できます。また、今後の働き方等、さまざまな条件を入力し年金見込額を試算できます。下記の「アクセスキー」を使えば、わずか**5分**で登録が完了します。ぜひご登録ください。


あなたの年金をカンタン確認
ねんきんネット
年金に関する便利な
サービスをご利用いただけます。
http://www.nenkin.go.jp/n_net/

お客様のアクセスキー

（有効期限：本状到着後3ヶ月）

「ねんきんネット」のお申込み手順は裏面をご覧ください。

※ 既に「ねんきんネット」のご利用登録がお済みの方にも、アクセスキーが記載されておりますが、改めてのご登録は不要です。
※ 「ねんきん定期便」には、上記「アクセスキー」を含め個人情報に記載されておりますので、大切に保管してください。

◆◆ ご利用のお手続きはとっても簡単！ ◆◆

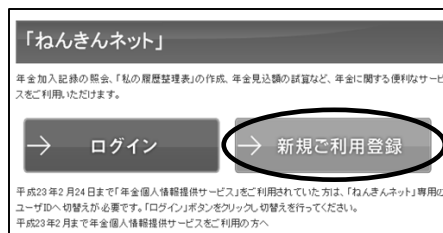
「ねんきんネット」お申込み手順



画面イメージは今後変更される場合があります。

①日本年金機構（URL：http://www.nenkin.go.jp/）のホームページにアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

②「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。



③左記画面が表示されますので「ご利用登録（アクセスキーをお持ちの方）」ボタンをクリックします。

④本状の表面に記載されている「アクセスキー（※１）」と必要な情報（基礎年金番号（※２）、氏名等）を入力します。

※１ 即時にユーザＩＤが発行できる「アクセスキー」の有効期限は本状到着後、**３ヶ月**です。お早めのご利用登録をお願いいたします。

（期限後も、ホームページでご利用登録が可能です。ただし、ユーザＩＤの発行には５日間程度（郵送）かかります。）

※２ 今回お送りしている「ねんきん定期便」は、「ねんきんネット」をご利用登録いただくための「アクセスキー」を同封していることから、第三者のなりすましによる利用申請等を防止するため、基礎年金番号を記載しておりません。

基礎年金番号がご不明の方は、以下の書類でご確認いただけます。

- ①年金手帳、②基礎年金番号通知書、③ねんきん特別便、④平成２３年３月以前に送付された「ねんきん定期便」

なお、上記書類により、ご確認できなかった場合は、
・会社員の方などは、お勤め先の総務関係の部署にお尋ねください。
・個人情報保護の関係上、お電話で基礎年金番号をお答えすることはできませんが、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にお電話いただければ、基礎年金番号が記載された書類を郵送します。

携帯電話からのユーザＩＤ発行申込み

<https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/mobile/>

バーコード読取機能付き携帯電話をお持ちの場合は、下記バーコードをご利用いただけます。



※ドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話でＩＤ発行が可能です（ただし、年金情報はパソコンからご確認ください）。

※申込み時の通信料はお客様のご負担となりますので、ご注意ください。

「年金個人情報提供サービス」をご利用の方へユーザＩＤ切り替えのお願い

「ねんきんネット」のトップ画面から、「ログイン」ボタンをクリックして、「年金個人情報提供サービス」のユーザＩＤとお客様設定パスワードでログインしますと、「ねんきんネット」用の新ユーザＩＤが発行されます。

※古いユーザＩＤは使用できなくなりますので、ご注意ください。

「ねんきん定期便」・「ねんきんネット」に関するお問い合わせは『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』へ！



０５７０－０５８－５５５

０５０または０７０から始まる電話でおかけになる場合は、「０３－６７００－１１４４」へお電話ください。

（受付時間）

月～金曜日：午前９時～午後８時まで
第２土曜日：午前９時～午後５時まで
（祝日、12月29日～1月3日を除く。）

ねんきん定期便



日本年金機構

Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

照会番号

(照会番号は、お問い合わせの際に必要となります。)

この「ねんきん定期便」は、
平成 年 月 日時点の年金加入
記録に基づき作成されております。

「これまでの年金加入期間」、「これまでの加入実績に応じた年金額」です。

※このお知らせの見方は、パンフレットの2～3ページをご覧ください。

1 これまでの年金加入期間

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入 期間合計 (未納期間を除く)
第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納期間を除く)			
月	月	月	月	月	月

2 これまでの加入実績に応じた年金額 (今後の加入実績により年金額は増加します。)

※老齢年金受給には、原則、300月以上の年金加入期間(未納期間および同月内での重複加入期間を除く)が必要です。

※老齢厚生年金額には、厚生年金基金から支給される額(代行部分のみ)も含まれています。

※年金額が表示されていない場合は、パンフレットの3ページをご覧ください。

(1) これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	(年額) 円
(2) これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	(年額) 円
これまでの加入実績に応じた老齢年金額 【老齢基礎年金・老齢厚生年金 合計】	(年額) 円

◆上記の年金額を、仮に20年間受給した場合の合計額は 円になります。

●「ねんきんネット」で、今後、保険料を納付し続けた場合等の年金見込額の試算を自由に
行うことができます。ぜひ「ねんきんネット」をご利用登録いただき、ご活用ください。

(参考) これまでの保険料納付額

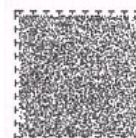
(1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額) 円
(2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額) 円
これまでの保険料納付額 【国民年金・厚生年金保険 合計】	(累計額) 円

お示ししている年金加入期間や年金額には、共済組合員記録に関する加入履歴は反映されていません。

※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。

※ 各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

※このマークは、音声コードです。
目の不自由な方には、お一人
おひとりの年金記録に関する
情報を音声で聞くことができます。



あなたの気になる年金記録、もう一度ご確認を。

年金記録問題の解決に向けて、これまで「ねんきん特別便」などをお送りし、ご確認をお願いしてまいりました。

しかし、いまだ約2,200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、ご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。

約9人に1人、年金記録が見つかっています。

若い頃に勤めていた記録が見つかった	結婚前の旧姓の記録が見つかった	名前の読み方が誤って登録されていた記録が見つかった
例 年額98万円⇒234万円	例 年額43万円⇒154万円	例 年額0円⇒137万円

こんな方は
ぜひ、ご確認を！

- ☒ 転職が多い
- ☒ 姓(名字)が変わったことがある
- ☒ いろいろな名前の読み方がある

※ 厚生年金基金に加入していたことのある死亡者の記録についても、遺族年金への影響があり得ることから、ご遺族の方からの申し出を受け、照合作業を行います。
ご希望の方は、お近くの年金事務所にお申し出ください。

「ねんきんネット」で、ご確認を！

- ★ 「未加入」となっている期間は要チェック。
ご家族の助けを受けて年金記録を発見した方もいらっしゃいます。
- ★ 氏名や生年月日等を入力して、持ち主不明の記録の中に、ご自身の記録があるかどうか調べることができます。
- ★ 将来、年金を受給される方が、ライフプランに合わせて年金額の試算を行うことができます。

詳しくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

これまでの『年金加入履歴』です。
お示ししている『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
（裏面の解説もご覧ください。）

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成されております。

お示ししている年金加入履歴には、共済組合員記録に関する加入履歴は含まれておりません。

- ※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。
- ※ 各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
※ このお知らせの見方は、パンフレットの4～5ページをご覧ください。					

⑦国民年金								⑧厚生年金保険		⑨船員保険		⑩年金加入 期間合計 (未納月数を除く)
納付済 月数	全額免除 月数	4分の3 免除月数	半額免除 月数	4分の1 免除月数	学特等 月数	第3号 月数	納付済等 月数計	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数	加入期間	
国民年金被保険者期間 における未納月数(※)				付加保険料納付月数 (再掲)				()	()			

【備考欄】

※ 納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、「未納月数」に含まれている場合があります。ご容赦ください。

②「加入制度」について

②欄は、加入した年金制度を表示しています。

◆国年 … 国民年金 ◆厚年 … 厚生年金保険 ◆船保 … 船員保険

〔加入種別について〕

種 別	該 当 者
第1号被保険者	日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の方とその配偶者（厚生年金保険や共済組合等に参加しておらず、第3号被保険者でない方）の方
第2号被保険者	厚生年金保険や共済組合等に参加している会社員や公務員の方 ただし、65歳以上で老齢基礎年金等を受ける権利を有している方は除きます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で、原則として年収が130万円未満の20歳以上60歳未満の方

③「お勤め先の名称等」について

③欄は、勤務した会社（事業所）名などを表示し、国民年金に加入の場合は、加入種別（「第1号被保険者」等）を表示しています。

会社名または船舶所有者名が国のコンピュータに登録されていない場合には、それぞれ「厚生年金保険」または「船員保険」と表示しています。

④「資格を取得した年月日」、⑤「資格を失った年月日」について

④欄は、年金制度に加入した年月日を表示しています。

⑤欄は、年金制度に加入しなくなった年月日（退職した日などの翌日）を表示しています。

⑥「加入月数」について

⑥欄は、①の各番号ごとの年金制度加入月数を表示しています。

被保険者資格を失った月は、加入月数には算入されません。

なお、現在加入中の記録については、作成日の前々月までの月数を表示しています。

⑦「国民年金」について

⑦欄は、国民年金加入期間の内訳を表示しています。納付済月数には今年度分を前納していただいた月数も含みます。

3/4免除、半額免除および1/4免除を承認された場合は、免除により減額された保険料を納付している場合にその納付済月数が計上されます。

学特等（学生納付特例、若年者納付猶予）を追納しなかった期間については、年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

※ 納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、金融機関等から納付に関する情報が提供されるまで一定の期間を要するため、作成日時点では「未納月数」に計上されている場合があります。

⑧「厚生年金保険」、⑨「船員保険」について

⑧欄は、厚生年金保険加入期間、⑨欄は、船員保険加入期間の内訳を表示しています。

〔加入月数と加入期間〕

「加入月数」は、実際の加入月数の合計を表示しています。「加入期間」は、⑧では坑内員、⑨では船員として加入した期間の加入月数を、昭和61年3月までは3分の4倍し、昭和61年4月から平成3年3月までは5分の6倍して表示しています（※坑内員または船員として加入した月がない方は、「加入月数」と「加入期間」は同じ月数になります）。

厚生年金保険の加入年齢は、平成14年4月より65歳から70歳に引き上げられています。

〔厚生年金基金〕

「厚生年金保険」欄のカッコ内には、厚生年金保険に加入していた期間のうち、厚生年金基金に加入していた月数を再掲しています。

⑩「年金加入期間合計」について

⑩欄は、年金加入期間のうち、未納期間を除いた期間を表示しています。

作成日時点の記録を使用しているため、納付日によっては月数に反映されない場合があります。

厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です。

標準報酬月額についての裏面の解説をご覧いただいた上で、
お示ししている金額が当時の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成されております。

※ 厚生年金基金加入期間については、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納付する保険料）を除いて計算しています。

※ 旧3公社共済組合(JR, JT, NTT)および農林共済組合の統合日前の保険料納付額は、ハイフン(-)で表示されます。

※「年度」は、4月から翌年3月までを1年度として表します。 例) 平成20年度 1月 → 平成21年1月

[illegible]

標準報酬月額と標準賞与額について

標準報酬月額と標準賞与額は、お客様が厚生年金保険または船員保険に加入していた期間に勤務された会社などの事業主からの届出に基づき決定したものであり、日本年金機構が管理している記録です。

1 標準報酬月額について

標準報酬月額とは、納めていただく保険料の額や、受け取る年金の額を決定するときに、その計算の基とするための報酬であり、給与などの平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額（注1）に当てはめたものです。

○ 標準報酬月額の区分と決める時期

標準報酬月額は、まず、入社した時に決定され、毎年、一定の時期の報酬を基に定期的に決め直されます。※

※ 【定期的に決め直される標準報酬月額】

平成14年度までは、5月から7月までの報酬の平均を標準報酬月額として10月から適用されます。

平成15年度以降は、4月から6月までの報酬の平均を標準報酬月額として9月から適用されます。

また、実際の報酬に大幅な変動があったときにも改定されます。

詳しくは、日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）「ねんきん定期便に関するQ&A」でご覧いただけます。

注1）標準報酬月額には、上限と下限があり、現在の標準報酬月額の区分（年度により異なります）では、厚生年金保険の上限（最高額）は62万円、下限（最低額）は9万8千円となっており、実際の報酬（給与等）として上限を超える、あるいは下限を下回る額が支払われていたとしても、標準報酬月額は、それぞれの限度額（上限を超える場合→62万円、下限を下回る場合→9万8千円）として決定しています。

なお、標準報酬月額や保険料率の変遷については、日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）をご覧ください。

○ 標準報酬月額の対象となる報酬

標準報酬月額の対象となる報酬とは、賃金、給与、各種手当などの名称を問わず、労働者が労働の対償として事業主より受けるすべてのものをいい、所得税、住民税を控除する前のものとなります。

報酬には、金銭に限らず、食事や住宅、通勤定期券などの現物として支給されるものも当時の時価に換算して含みますが、交際費や慶弔費、出張旅費などの臨時に受けるものは含みません。

2 標準賞与額について

平成15年4月から、賞与からも（厚生年金保険や船員保険の毎月の保険料と同率の）保険料をお支払いいただき、年金額の計算の基とすることになっていますが、保険料の計算の基礎となる標準賞与額は、実際に支払われた賞与額の千円未満の端数を切り捨てた額です。

なお、標準賞与額の上限（最高額）は1回150万円となっており、実際の賞与の額が上限を超えて支払われていたとしても、標準賞与額は150万円として決定しています（注2）。

注2）平成7年4月から平成15年3月までの間は、賞与等から「特別保険料」をご負担いただいておりますが、これは、年金財政にも考慮し、負担の公平性の観点からとられた措置で、特別保険料は年金額の計算の基とはならない（標準賞与にはならない）ため、「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」には記載しておりません。

3 保険料の計算方法と納付

保険料は、各被保険者の標準報酬月額および標準賞与額に、その当時の保険料率を乗じて計算され、事業主と被保険者で折半して負担します（1円未満の端数の取扱いについては、お勤め先によって負担方法が異なるため、「ねんきん定期便」では1円未満の端数について、50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて表示しています）。

また、被保険者が負担する保険料は、一般的には事業主が給与等から控除し、事業主がまとめて保険者（国）に納付します。

なお、平成7年4月より、育児休業中における被保険者本人が負担する保険料は免除されていますので、保険料納付額には含まれていません。

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成されております。

※ 直近の納付状況をご確認いただく場合は、恐れ入りますが「ねんきんネット」や「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」などでご確認ください。

[illegible]

国民年金保険料の納付状況の見方

[納付済月数等の内訳欄の見方]

年度別に次の月数を表示しています。

- ① 納付・・・・・・・・国民年金保険料を納めた月数、または第3号被保険者の月数です。
- ② 免除・・・・・・・・国民年金保険料が全額免除された月数および半額免除、3／4免除、1／4免除され、残りを納めた月数です（注1）。
- ③ 学生納付特例等・・・学生納付特例や若年者納付猶予が認められた月数です（注2）。
- ④ 計・・・・・・・・①～③の合計月数です。
- ⑤ 未納・・・・・・・・国民年金保険料を納めていない月数です（半額免除、3／4免除および1／4免除され、残りを納めていない月数を含みます）。

※ 「ねんきん定期便」の作成日より前に納付された場合であっても、情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示される場合があります。何卒ご容赦ください。

現時点の納付状況は「ねんきんネット」や「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」でご確認いただけます。

注1）半額免除制度については平成14年4月から、3／4免除および1／4免除の多段階免除制度については平成18年7月から実施しています。

注2）学生納付特例制度については平成12年4月から、若年者納付猶予制度は平成17年4月から実施しています。なお、これらの制度に関し、後日、保険料を追納しなかった期間については、年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

[月別納付状況欄の見方（表示の説明）]

表示	説明
納付済	国民年金保険料を納めている期間の表示です（国民年金保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含みます）。
未納	国民年金保険料を納めていない期間の表示です（作成日時点の記録であるため、納付日によっては「未納」と表示される場合があります）。
／	国民年金に加入していない期間の表示です。 厚生年金保険、共済組合等に加入している場合も同様に表示されます。
3号	国民年金第3号被保険者である期間の表示です。
全免	国民年金保険料の納付が全額免除されている期間の表示です。
半免	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、残りの半額の保険料を納めている期間の表示です。
半未	国民年金保険料の納付が半額免除されているが、残りの半額の保険料を納めていない期間の表示です。※
3／4免	国民年金保険料の納付が3／4免除されていて、残りの1／4の保険料を納めている期間の表示です。
3／4未	国民年金保険料の納付が3／4免除されているが、残りの1／4の保険料を納めていない期間の表示です。※
1／4免	国民年金保険料の納付が1／4免除されていて、残りの3／4の保険料を納めている期間の表示です。
1／4未	国民年金保険料の納付が1／4免除されているが、残りの3／4の保険料を納めていない期間の表示です。※
学特等	学生納付特例または若年者納付猶予が認められている期間の表示です。
付加	付加保険料を納めている期間の表示です。

※「未納」のほか、「半未」、「3／4未」、「1／4未」については、未納期間です。

（参考）将来の年金見込額をご自分で試算できます。

※ 記入の例は、パンフレットの6ページをご覧ください。

老齢基礎年金の見込額を計算します

これまでのお客様の加入実績に、将来の見込みを記入して計算します。

◆これまでの加入実績に応じた年金額（※共済組合員期間を除く）

$$\begin{array}{l} \text{保険料納付済月数} \quad \boxed{\quad \text{月} \quad} \quad (\text{注}) \quad \text{付加保険料納付済月数} \quad \boxed{\quad \text{月} \quad} \\ \text{円} \times \frac{\quad}{480 \text{月}} + 200 \text{円} \times \quad = \boxed{\text{①}} \quad \boxed{\quad \text{円}} \end{array}$$

※百円未満四捨五入

(注)・国民年金保険料を納付していただいた月数に厚生年金保険被保険者期間（20歳前の期間は除きます）の月数と第3号被保険者期間（サラリーマン等の被扶養配偶者であった期間）の月数を加えた月数になります。
・保険料免除期間のある方の月数計算については、パンフレット7ページの「免除期間の月数の考え方」をご覧ください。

◆今後加入する期間および今までの共済組合員期間に基づく年金額

$$\begin{array}{l} \text{今後、60歳までの期間} \quad \boxed{\quad \text{月} \quad} + \text{今までの共済組合員期間を記入} \quad \boxed{\quad \text{月} \quad} \\ (\text{月数}) \text{を記入} \quad \text{円} \times \frac{\quad}{480 \text{月}} + 200 \text{円} \times \boxed{\quad \text{月} \quad} = \boxed{\text{②}} \quad \boxed{\quad \text{円}} \end{array}$$

※百円未満四捨五入

今後納付する付加保険料月数を記入

〔 老齢基礎年金の見込額 〕
① + ② = 円

老齢厚生年金の見込額を計算します

これまでのお客様の加入実績に、将来の見込みを記入して計算します。

◆これまでの加入実績に応じた年金額

$$\begin{array}{l} \text{平成15年3月までの平均の標準報酬月額} \quad \boxed{\quad \text{円} \quad} \times \frac{\text{生年月日に応じた給付乗率}}{1,000} \times \boxed{\quad \text{月} \quad} + \\ (\text{月給のみ}) \\ \text{平成15年4月から現在までの平均の標準報酬額} \quad \boxed{\quad \text{円} \quad} \times \frac{\text{生年月日に応じた給付乗率}}{1,000} \times \boxed{\quad \text{月} \quad} = \boxed{\text{①}} \quad \boxed{\quad \text{円}} \\ (\text{おおむね、月給+賞与の1/12}) \end{array}$$

(注) 平成15年4月から、総報酬制度（年金額を計算する際に、月給額だけではなく、月給額と賞与額を合わせた額を反映させる制度）が導入されましたので、平成15年3月までの平均標準報酬月額（月給のみ）と平成15年4月からの平均報酬額（月給+賞与）を分けて計算しています。

◆今後、退職時まで勤務される期間およびその間に受けた給与・賞与に基づく年金額

$$\begin{array}{l} \text{平成15年4月から現在までの平均の標準報酬額} \quad \boxed{\quad \text{円} \quad} \times \frac{\text{生年月日に応じた給付乗率}}{1,000} \times \boxed{\quad \text{月} \quad} = \boxed{\text{②}} \quad \boxed{\quad \text{円}} \\ (\text{おおむね、月給+賞与の1/12}) \text{を仮置き} \quad \text{今後、退職時まで勤務される期間（月数）を記入} \end{array}$$

※百円未満四捨五入

今後、退職時までの間の平均の所得見込額（おおむね、月給+賞与の1/12の平均額）にご自身で置き換えて記入してください。
(注) 置き換えていただく平均の所得見込額は、標準報酬額と同様の上限、下限の限度額の範囲内の金額で計算してください。

〔 老齢厚生年金の見込額 〕
① + ② = 円

※ この計算例においては、厚生年金保険の加入期間の増加が年金見込額の増加につながることを実感していただくため、厚生年金基金の加入期間も通常の厚生年金保険の加入期間とみなして計算しています。

「ねんきん定期便」を毎年お送りいたします。

この「ねんきん定期便」は、お客様のこれまでの年金加入期間やこれまでの加入実績に応じた年金額などの年金に関する情報を定期的にご確認いただき、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、日本年金機構が厚生労働省からの委託を受け、お送りしております。

下記のとおり節目の年齢の方にすべての年金加入記録を、その他の年齢の方には、直近一年間の年金加入記録をお知らせいたします。

- 35歳・45歳・59歳※の被保険者の方 … 公的年金（共済以外）のすべての年金加入記録をお送りいたします。
（平成25年度中に59歳になる方を除く。）
- その他の年齢の被保険者の方 … 直近一年間の年金加入記録（共済以外）をお送りいたします。
（平成25年度中に59歳になる方を含む。）

ご質問・お問い合わせ先

ねんきん定期便・ねんきんネットに関するお問い合わせ先

『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』へ！



0570-058-555（受付時間）月～金曜日：午前9時～午後8時まで
第2土曜日：午前9時～午後5時まで

なお、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※ 大変申し訳ありませんが、一般の固定電話からおかけいただいた場合は、接続先にかかわらず市内通話料金をご負担いただきますようお願いいたします。
なお、携帯電話からおかけいただいた場合は、通常の通話料金となります。

※ 050または070から始まる電話でおかけになる場合は「03-6700-1144」となります。

※ 月曜日など休日明けやお客様のお手元にこのお知らせが届いた直後は、電話が大変混み合うことがございます。

※ 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。

※ 代理人（二親等以内）の方がお問い合わせいただく場合は、ご本人の照会番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

日本年金機構からのお願いです。

I ねんきん特別便等の未回答の皆様へ

- 年金記録問題の解決に向けて、これまで、皆様に年金記録をご確認いただくために、下の表にあるお知らせをお送りしてまいりました。
- これらのお知らせをご確認いただき、「もれ」や「誤り」がある旨のご回答をいただいた方のうち、多くの方の年金記録が回復しています。
- まだ、ご回答をいただいていない方は、ぜひ、この「ねんきん定期便」に同封しております「年金加入記録 回答票」によりご回答いただきますようお願いいたします。

お送りしたもの	対象者
○「ねんきん特別便」(水色または黄緑色の封筒)	年金に加入している方および加入していた方
○「年金記録の確認のお知らせ」(黄色の封筒)	未統合記録の持ち主と思われる方

II 年金加入記録に国民年金の第3号被保険者記録をお持ちの皆様へ

- 国民年金の第3号被保険者期間として記録されている期間であっても、配偶者(夫等)が厚生年金保険等の資格を喪失していた期間やお客様ご自身の収入が増加したことなどにより配偶者(夫等)の扶養から外れていた期間は、国民年金の第1号被保険者への種別変更の届出が必要です。種別変更の手続き先は、住所地の市(区)町村国民年金担当窓口となりますので、忘れずに届出ください。
- 年金請求時の年金記録確認の際に種別変更の届出もれが判明した場合には、さかのぼって年金記録を訂正することとなり、受け取る年金が減額される場合がありますので、届出もれのないよう、きちんと手続きを行ってください。

※ 国民年金の第3号被保険者とは、厚生年金保険・共済年金加入者に扶養される配偶者のことです。

「ねんきん定期便」パンフレット（50歳未満の方用）

1 「ねんきん定期便」をお送りいたします。

「ねんきん定期便」をお送りいたします。

年金加入記録に記載もれがないか、記載内容に誤りがないか、十分にご確認いただき、「もれ」や「誤り」がある場合は、同封の「年金加入記録 回答票」にてご回答いただきますようお願い申し上げます。

※ 共済組合員記録については、「もれ」ではありませんので、ご回答いただく必要はありません。

2 年金加入記録の確認の流れ

お送りした「ねんきん定期便」に記載されているお客様の年金加入記録を十分にご確認ください（2～5ページを参照）。

◆わからないことがあれば、『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』までお問い合わせください。

◎ 「もれ」や「誤り」がある

「年金加入記録 回答票」に記入してください。
（「年金加入記録 回答票」の裏面を参照）

※ すでに第三者委員会への申立てをされている内容については、新たにお申し出いただく必要はありません。



◎ 「もれ」や「誤り」がない

ご回答いただく必要はありません。

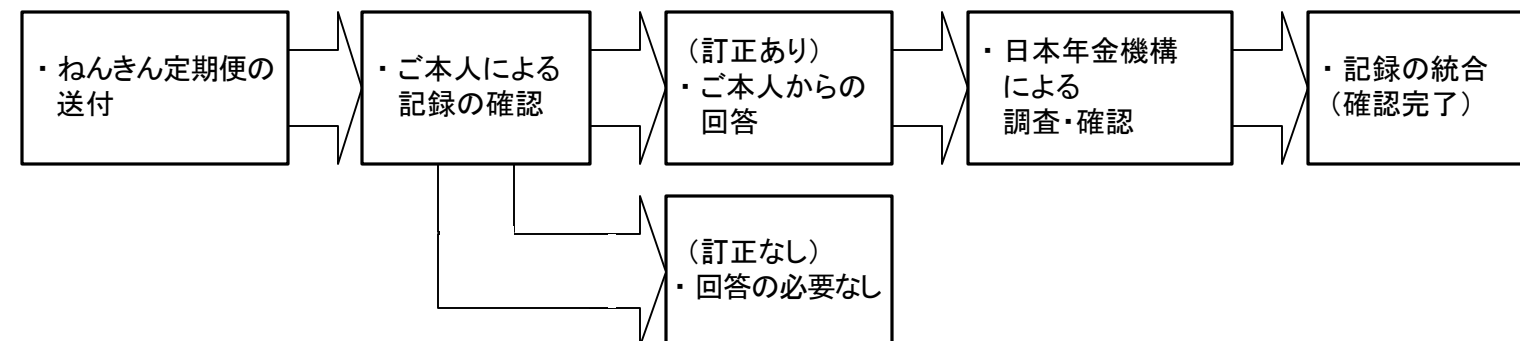
「年金加入記録 回答票」をご返送ください。

「年金加入記録 回答票」は、同封の返信用封筒に入れ、投函してください。

※ 申し訳ありませんが、調査結果を送付するまで相当期間がかかりますことをあらかじめご了承ください。

「ねんきん定期便」の送付から記録の統合までの流れ（イメージ）

※ すでに第三者委員会への申立てをされている内容については、新たにお申し出いただく必要はありません。



年金記録確認のチェックポイント

アイウの期間(共済組合員期間を除く)は、特にご確認いただきたいポイントです。以下の項目に該当するような場合、記録の「もれ」や「誤り」のある可能性が高くなります。

この期間働いていなかった

- ☒ 学生であったが国民年金に加入していた。
- ☒ 夫(妻)の扶養家族であったが国民年金に加入していた(昭和61年3月以前に限りです)。

この期間働いていた

- ☒ 退職後、結婚し姓が変わった。
- ☒ いろいろな名前の読み方がある。
- ☒ 事情があって本名とは異なる名前で勤めた(異なる名前で記録されている可能性があります)。
- ☒ 事情があって本来の生年月日とは異なる生年月日で勤めた(異なる生年月日で記録されている可能性があります)。
- ☒ 転職のたびに年金手帳が発行された(年金手帳を一つにまとめる手続きをしていないと記録がもれている可能性があります)。
- ☒ 同じ会社(グループ)内で転勤や出向を繰り返していた。
- ☒ 勤務先の会社が、その後、合併、社名変更、倒産した。
- ☒ 試用期間中に退職した。
- ☒ 保険の外交員、期間工などとして勤めていた。

お心当たりのある方は、思い当たる内容について、同封の「年金加入記録 回答票」にご記入・ご提出していただくか、お近くの年金事務所等にご相談ください。

国民年金の納付状況について

◆国民年金の納付・未納の詳細は、ねんきん定期便の「これまでの国民年金保険料の納付状況です。」(C-5国ページ)をご覧ください(国民年金の加入期間がある方にものみ送付しています)。

これまでの『年金加入履歴』です。

お示ししている『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。(裏面の解説もご覧ください。)

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成されております。

お示ししている年金加入履歴には、共済組合員記録に関する加入履歴は含んでおりません。
※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。
※ 各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
※ このお知らせの見方は、パンフレットの4～5ページをご覧ください。					
⑦ この前の期間について、加入歴はございませんでしょうか？					
1	厚年	厚生年金保険 (基金加入期間	平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	18
2	国年	第1号被保険者	平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	18
⑧ (空いている期間があります。)					
3	厚年	東京株式会社	平成 7. 10. 1	平成16. 4. 1	102
4	国年	第3号被保険者	平成16. 4. 1	空欄	46
⑨ この後の期間について、加入歴はございませんでしょうか？					

6ヶ月間の空白

年金制度に加入しなくなった年月日を表示しています。
現在加入中の場合は空欄となります。

加入月数について

◆②加入制度が「国年」の場合、⑥欄「加入月数」は、保険料納付済月数と未納月数の合計となります。
◆月ごとの納付状況については、「これまでの国民年金保険料の納付状況です。」(C-5国ページ)でご確認ください。

厚生年金基金について

◆厚生年金保険加入期間のうち、厚生年金基金に加入していた期間です。
ただし、厚生年金基金が代行返上(厚生年金基金が国に代わって行う給付事務を国に返上)した場合で、その事務処理が完了している場合は表示されません。

【厚生年金基金についてのお問い合わせ】

- ・加入期間が10年未満で脱退された方
→ 企業年金連合会
(年金相談室：0570-02-2666)
※ 050または070から始まる電話の場合は、「03-5777-2666」にお電話ください。
- ・加入期間が10年以上で脱退された方と
- ・現在加入中の方
→ お勤め先(または当時のお勤め先)が加入されている厚生年金基金へお問い合わせください。

お勤め先の名称などについて

◆「厚生年金保険」・「船員保険」と表示されている場合は、お勤め先の名称が国のコンピュータに登録されていない場合です。
◆「第3号被保険者」に関する表示については、現在お届けいただいている内容を基に表示されており、配偶者の離職等により第1号被保険者に該当している場合等、実際と異なる場合があります。
※ 第1号被保険者への種別変更をお届けいただいている場合であっても、この「ねんきん定期便」への反映が間に合わないために、表示が異なっている場合もあります。

標準報酬月額について

◆厚生年金保険などの標準報酬月額は、ねんきん定期便の「厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です。」(C-5厚ページ)をご覧ください(厚生年金保険の加入期間がある方にものみ送付しています)。

⑦国民年金								⑧厚生年金保険		⑨船員保険		⑩年金加入期間合計 (未納月数を除く)
納付済月数	全額免除月数	4分の3免除月数	半額免除月数	4分の1免除月数	学特等月数	第3号月数	納付済等月数計	加入月数(基金)	加入期間(基金)	加入月数	加入期間	
18	0	0	0	0	0	46	64	120	120	0	0	184
国民年金被保険者期間における未納月数(※)			0	付加保険料納付月数(再掲)			0	(18)	(18)			

【備考欄】

年金見込額の記入例

以下は、平成24年6月8日作成の「ねんきん定期便」において、昭和51年8月8日生まれで、保険料納付済期間189月（うち、厚生年金保険加入期間157月）の加入履歴をお持ちの方が、65歳まで厚生年金保険に加入される場合の例です（「ねんきん定期便」作成日の前々月時点までの加入実績で表示しています）。

ここで年金見込額の計算に用いる標準報酬額は、実際に支払われた実額ではなく、その当時の報酬月額に一定率を乗じ、現在価値に置き直すこととなっております。

また、実際に支給される年金額は、この計算式による計算のほかに、物価変動率などの将来の経済変動に伴う調整率が加味されます。

※ アンダーラインの数字が記入されている欄については、ご自身の状況に合わせてご記入願います。

（老齢基礎年金の見込額の計算例）

今後、60歳までの期間について国民年金保険料を全期間納付する、または、全期間厚生年金保険、共済組合等に参加すると仮定した場合の例です。

◆これまでの加入実績に応じた年金額(※共済組合員期間を除く)

保険料納付済月数

189月

(注)

付加保険料納付済月数

0月

786,500円

×

480月

+

200円

×

0月

=

①

309,700円

※百円未満四捨五入

(注)・国民年金保険料を納付していただいた月数に厚生年金保険被保険者期間(20歳前の期間は除きます)の月数と第3号被保険者期間(サラリーマン等の被扶養配偶者であった期間)の月数を加えた月数になります。

・保険料免除期間のある方の月数計算については、パンフレット7ページの[免除期間の月数の考え方]をご覧ください。

◆今後加入する期間および今までの共済組合員期間に基づく年金額

今後、60歳までの期間(月数)を記入

291月

+

今までの共済組合員期間を記入(20歳～60歳までの期間)

0月

786,500円

×

480月

+

200円

×

0月

=

②

476,800円

※百円未満四捨五入

今後納付する付加保険料月数を記入

0月

◎上記例示の年金額は、平成24年4月時点の

価格の年金額です。

【老齢基礎年金の見込額】

① + ② =

786,500円

（老齢厚生年金の見込額の計算例）

現在以降、65歳まで勤務されると仮定した場合の例です。
平成15年4月から現在までの平均の標準報酬額（おおむね、月給＋賞与の1/12）の実績は、373,596円ですが、現在以降、65歳まで勤務し、現在から退職時までの平均の標準報酬額を50万円と仮定した場合の例です。
※ 月給については、上限62万円から下限9万8千円、賞与については、1回150万円までの範囲内となります。

◆これまでの加入実績に応じた年金額

平成15年3月までの平均の標準報酬月額(月給のみ)

242,000円

×

生年月日に応じた給付乗率

7.125 / 1,000

×

48月

+

平成15年4月から現在までの平均の標準報酬額(おおむね、月給＋賞与の1/12)

373,596円

×

生年月日に応じた給付乗率

5.481 / 1,000

×

109月

=

①

305,961円

◆今後、退職時まで勤務される期間およびその間に受けた給与・賞与に基づく年金額

平成15年4月から現在までの平均の標準報酬額(おおむね、月給＋賞与の1/12)を仮置き

373,596円

×

生年月日に応じた給付乗率

5.481 / 1,000

×

351月

=

②

961,916円

※百円未満四捨五入

今後、退職時までの間の平均の所得見込額(おおむね、月給＋賞与の1/12の平均額)にご自身で置き換えて記入してください。

(注)置き換えていただく平均の所得見込額は、標準報酬額と同様の上限、下限の限度額の範囲内の金額で計算してください

【老齢厚生年金の見込額】

① + ② =

1,267,900円

※ この計算例においては、厚生年金保険の加入期間の増加が年金見込額の増加につながることを実感していただくため、厚生年金基金の加入期間も通常の厚生年金保険の加入期間とみなして計算しています。

〔国民年金保険料の未納期間等がある方へ〕

- ◆ 国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると、時効により納めることができなくなります。
保険料の納付がまだお済みでない期間がある場合は、お早めの納付をお願いします。
- ※ 過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間のある方は、お申込みにより、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が10年に延長されます。
- ◆ 免除や学特等（学生納付特例・納付猶予）の期間は、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めること（追納）ができます。
- ※ 3/4免除、半額免除および1/4免除の期間については、免除により減額された保険料を納付している期間に限りです。
なお、3年目以降に追納する場合は、免除当時の保険料額に加算額が上乗せされます。
- ◆ 国民年金保険料は、お納めいただいてから納付記録がコンピュータに収録されるまでに一定期間を要します。
このため、作成日時点ですでに保険料をお納めいただいた方であっても、納付記録が収録されるまでの間は「未納」と表示されます。あらかじめご了承ください。

〔年金受給資格について〕

- ◆ 老齢年金を受給するためには、原則として25年（保険料納付済期間＋免除期間等＋合算対象期間（いわゆるカラ期間）＝25年（300月））以上の年金加入期間が必要です。
(国民年金は60歳まで、厚生年金保険は事業所に勤めている間は70歳まで加入することになります。)

※（いわゆるカラ期間）とは、年金制度への加入が任意であったため、加入していなかった期間などをいいます。
例えば、以下の1～3の期間のうちの20歳から60歳までの間の期間です。

1. 昭和36年4月から昭和61年3月までの間に厚生年金保険等加入者の被扶養配偶者であった期間

2. 海外に在住していた期間

3. 昭和36年4月から平成3年3月までの間で学生であった期間 等

20歳

卒業

就職

結婚

昭和61年4月

国外転居

帰国

学生

任意加入しなかった期間

アルバイト

未納

会社員

厚生年金

任意加入しなかった期間

会社員の妻(被扶養配偶者)

第3号被保険者

自営業

海外在住

自営業

納付

カラ期間

2年

未納期間

3年

納付済期間

2年

カラ期間

5年

納付済期間

7年

カラ期間

5年

納付済期間

4年

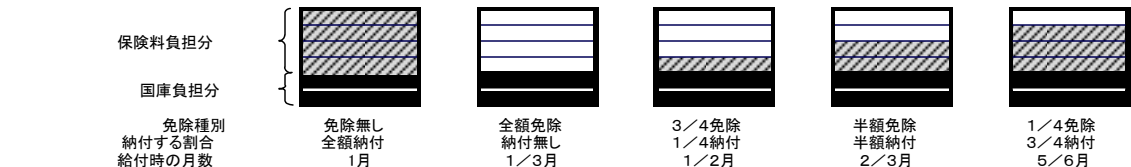
資格期間を計算するとき＝25年

年金額を計算するとき＝13年

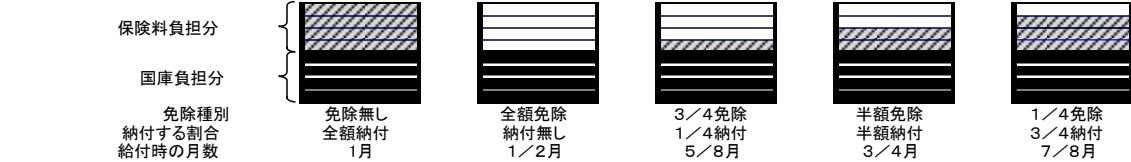
〔免除期間の月数の考え方〕

- ◆ 免除期間がある方の月数については、免除の種類による保険料の負担額に応じ、以下のとおり計算されます。
なお、全額免除でも下記の国庫負担分が給付されます。

平成21年3月以前の期間については、国庫負担1/3で計算されます。



平成21年4月以降の期間については、原則、国庫負担1/2で計算されます。



〔任意加入について〕

- ◆ 老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまで40年間（480月）保険料を納付しなければ、満額の年金を受け取ることができません。
- ◆ 国民年金保険料の納め忘れなどにより保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。
※ 厚生年金保険、共済組合の被保険者の方、老齢基礎年金を繰り上げ請求した方は任意加入することはできません。
- ◆ 老齢基礎年金を受給するためには、保険料納付済期間や保険料の免除期間等が25年以上必要ですが、この要件を満たしていない場合は、65歳以降も70歳になるまで任意加入ができます。
※ ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。
- ◆ また、海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することができます。